

日本生協連の提出意見概要と消費者庁の考え方

1. 計画全体にかかわる事項について

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
「消費者基本法に定める基本理念を尊重しつつ、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）」を推進し、「包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討」することが重要です。	(考え方は示されず)
誰もが安心してくらす安全な社会の実現のためには、消費者の「デジタル時代に求められる消費者力」を習得する等の努力だけではなく、各サービスを提供する事業者や消費者行政の司令・調整機能を有する消費者庁をはじめとする各行政機関も大きな役割を持ちます。消費者・事業者・行政の適切な役割分担と連携が必要です。	(考え方は示されず)
消費者基本計画の進捗状況や取り組みの見直しについて、計画策定後の具体的な経過について記載してください。 消費者委員会本会議において、消費者庁より第5期消費者基本計画では「工程表」の作成は行わない旨の発言がありました。 今回の基本計画では具体的な記載が少なく、取り組みの計画と結果の評価がどのように明らかになるのか不明です。基本計画の進捗状況や取り組みの見直しについて、計画策定後の具体的な経過について記載してください。	(考え方は示されず)

2. 食品の安全と表示について

〈食品の安全性の確保〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
食品の安全性の確保については、「ポジティブリスト制度が導入されているハザード」以外についても計画に明記し、取り組みを進めてください。 規制の枠組みが確立したハザードに対して着実に取り組みを進めていくことも必要ですが、技術の進歩、科学的知見や情報の蓄積、食品を取り巻く環境・状況の変化等に伴う新たなリスクや問題の発生については消費者の関心も高く、安全性確保の面からも重要です。具体的には、細胞培養食品等のいわゆる新規食品に対する定義と規制のあり方の整理や、化学物質分野では比較的高いと思われる汚染物質への対応についても計画に明記し、取り組みを進めることが重要であると考えます。	(考え方は示されず)
改正食品衛生法の振り返り等について、計画に明記を求めます。 2018年に改正された食品衛生法においては、施行後5年(2025年)を目途とした検討規定が設けられています。	(考え方は示されず)

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
改正食品衛生法の振り返りを行った上で将来的な制度の検討を進めることは、食品の安全性確保の観点から極めて重要です。この検討は第5期消費者基本計画の対象期間と重なるため、計画に明記し、適切に実施してください。	

3. サステナビリティの推進について

〈エシカル消費・消費者志向経営等の推進〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>エシカル消費への理解醸成に当たっては、わかりやすい情報発信を求めます。</p> <p>消費者のくらしが厳しくなる中で、環境に配慮した商品等への意識が低下していることがうかがえます。SDGsの実現に向けては、消費者を巻き込んだ取り組みが必要です。改めてエシカル消費を推進するよう、わかりやすい情報の提供や消費者が取り組みやすくなる施策を求めます。</p>	今後の参考とさせていただきます。

〈食品ロスの削減〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>食品ロスの削減のための食品寄付については、民間のフードバンク運営団体が大きな役割を持ちます。団体への支援を計画に明記してください。</p> <p>まず事業者、消費者が食品ロスを出さないよう行動変容を促していくことを前提とした上で、食品ロス削減の有効な活用の一つとして、事業者等からの食品の寄附やフードドライブ事業を通じてフードバンク団体、子ども食堂等へ食品提供を促していくことが必要です。また、フードバンク団体の体制強化に加え、生活困窮者の支援施策をはじめとする地域の課題解決につながる社会福祉事業との連携促進等、食品提供の円滑な流れの構築が重要です。</p> <p>フードバンク団体等の体制強化支援にあたっては、地域で地道に活動している小規模な団体を取り残されることがないように配慮しながら進め、国からの交付金事業による支援を明記してください。</p>	今後の参考とさせていただきます。

4. 消費者行政・法制度について

〈考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）を踏まえた消費者法制度の再編・拡充に賛成します。今後の体制構築のため、パラダイムシフト後の消費者庁の役割について加筆してください。</p> <p>消費者庁では2022年度から、「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催し、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）</p>	今後の参考とさせていただきます。

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>について検討されてきました。</p> <p>社会の高齢化やデジタル化が急速に進み、消費者トラブルは多様化かつ複雑化する中、後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえず、これまでの考え方から脱する必要があります。既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な制度へと転換してください。</p> <p>また、「包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策」については、適格消費者団体や特定適格消費者団体、事業者団体等だけではなく「国・行政」の関与が不可欠と考えます。パラダイムシフト後の消費者庁の役割等について具体的に明記してください。</p>	

5. 消費者教育について

〈消費者教育の推進〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>消費者教育の強化には学校における消費者教育が重要です。文部科学省等と連携し、充実を図ってください。</p> <p>判断力等がきわめて脆弱な消費者に対しては、立法や行政機関による保護の強化が必要であるとともに、すべての消費者への消費者教育の強化が必要であり、とりわけ、学校での消費者教育が重要です。消費者が「消費者の脆弱性」を理解し、「デジタル時代に求められる消費者力」を身に付けていくためには、学校教育それも小学生から、その年代に合った金銭教育・消費者教育を受けられるようにすることも重要だと考えます。学校教育での消費者教育分野の充実を図るため、文部科学省をはじめとする関係省庁とのさらなる連携強化や学習を始める年代等の記載もご検討ください。</p>	<p>第4章1.(4)において、「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに、各地域における様々な主体が連携・協働した消費者教育の取組の推進や消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）における事例の共有・周知等を行う。」としているところです。</p>

6. 物価・公共料金等について

〈公正な取引環境の確保〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>価格転嫁の理解醸成を進めるための消費者への情報提供のあり方と合わせて急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討の追記を求めます。</p> <p>価格転嫁に対する理解の醸成を進めるにあたっては、消費者の知る権利のためにも、行政・事業者側から消費者に対して、値上げの背景や理由、時期等についてわかりやすく丁寧な説明を行う必要があります。情報提供の在り方につい</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>て追記してください。合わせて、すでに相次ぐ食品や日用品の値上げなどによる家計負担や可処分所得の状況を踏まえて、急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討も追記ください。</p>	

7. その他

〈カスタマーハラスメント対策〉

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対する申入れを行う権利が侵害されることのないよう、申入れに対する事業者側の対応力が強化される支援をご検討ください。</p> <p>消費者からの従業員等に対する暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（「カスタマーハラスメント」）が問題となっていますが、カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対して申入れを行う権利の行使が委縮・侵害されることがないようにすることが重要です。対応としては、事業者側で消費者の要求をエスカレートさせないことがまずは求められます。事業者が消費者の申入れに対して適切に対応できるよう、事業者への支援をご検討ください。</p>	<p>現在、厚生労働省では、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ改正法案を令和7年3月、第217回通常国会に提出しました。御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>